

令和2年度 事業報告書

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日

国際情勢は、霸権を争う米中の二大大国が対峙するなか、新型コロナウイルス感染症が中国で確認されて以降予期せぬ勢いで世界に蔓延拡大し、この1年で210を超える国と地域に及び、感染者数は1億2千8百万人、死者も280万人を超えるに至りました。

解決すべき喫緊の問題が山積する中で、急速に拡がる感染を前に外出規制や行動制限等を余儀なくされ、社会活動の停滞とともに各国経済は大きな打撃を受け、中国等の一部を除き戦後最悪の落ち込みとなりました。収束から再生への鍵を握るとみられるワクチンの接種が始まる状況の下、協調を掲げる米国の新政権誕生とともに、中国を中心とする専制主義と米国を中心とする民主主義の対立が鮮明となりました。

一方、我が国は安倍内閣から菅内閣へ政権が移行し、デジタル庁創設や規制改革、地方活性化等の政策実行の上に新しい時代をつくるとして諸施策が推進されましたが、長期化する感染症対策が影を落とす結果となりました。国内で感染が確認されて以降、感染者の急増とともに医療従事者の過酷な状況が報じられ、収束に向けて2度に亘り緊急事態宣言が発令される中で外出自粛、入国・渡航制限等の対策が講じられたものの、変異ウイルスの拡大も伴い収束への道筋が見通せない中で「まん延防止等重点措置」が創設されました。感染者は47万人、死者は9千人を超えるに至り、社会経済活動の停滞により日本経済は戦後最大の落ち込みを記録することとなりました。

このような困難のなか、感染症対策に伴う新しい生活様式、働き方改革等により、テレワーク等への関心が高まり、それを支えるデジタル技術の進展とともに国民生活が大きく変化する中で、変わることのない日常が再び訪れるよう、次年度に本格化する16歳以上の全国民へのワクチン接種や治療薬開発に期待が寄せられました。

不動産業界は、大きな影響を及ぼす改正民法の施行や賃貸住宅管理業務適正化法が制定されるなか、感染拡大に伴う社会経済情勢の変化に伴い住宅着工戸数が減少し、公示地価が住宅地、商業地を含む全用途地域で6年ぶりに下落しました。とりわけ、訪日客の激減や外出自粛等により3大都市圏の落ち込みが大きく、テレワークの拡大等により地方移住、二地域居住等の動きが見られる中で、地方の一部地域で地価の上昇が見られました。そのような状況のもと、デジタル化社会を見据えて取引のオンライン化、電子化の取組が進められました。

こうしたなか、本会は会員、従業者、役職員等の命と健康を守るべく「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(神奈川県宅建協会版)」を策定し活動の指針とともに、社会情勢ならびに国や県の対応を見守り、連携を図りながら諸事業を推進しました。

情報発信の扉となるホームページについて、内容拡充、視認性改善に向けリニューアルした上で利便性の向上を期してスマートフォン対応を図り、不動産関係法令、制度改正をはじめ各種情報、セミナー等について迅速、的確に周知し、消費者への不動産関係情報の提供に努めました。それとともに、LINE公式アカウントを新たな情報伝達手段として取得し活用するとともに、広報誌、メールマガジン等を併用し、会員の事業推進の一助となるよう努めました。

総会、理事会等の会議や委員会にあたっては、感染防止の観点から支部等の協力を得てWeb会議形式を取り入れ安全に実施しました。

事業の柱となる相談事業は、多種多様な相談に適切に対応できるよう全相談員を対象にオンライン配信併用による研修を実施して知識の共有に努め、窓口での感染対策の徹底を図ったうえ緊急事態宣言時には電話相談のみとするなど、相談者、相談員双方が安心して臨める環境づくりに努めました。また、取引の現場で活用できるよう、民法改正に対応し最新の相談事例を追加した相談事例集改訂版を作成して全会員に配付しました。

加えて、新レインズ稼働に伴う改修点等の必要情報を的確に提供したうえ、不動産取引の適正化および消費者の利益保護に資するため分野別知識習得セミナーをWebセミナーとして開催するとともに、「神奈川宅建eスクール」に民法改正に伴う新たな演題を追加して配信し、安心・安全な取引推進に努めました。それとともに、オンライン化が進むIT重説に関して、全宅連作成のWeb研修動画を紹介し利用促進に努めました。

神奈川県との共催事業となる宅建業者講習および新規免許業者講習は、県と協議のうえ、感染防止のため講義形式は中止し教材を用いた学習、学習報告形式で実施しました。実務指導についても実務指導員の往訪は中止し、会員自ら実務確認できるよう全会員への実務チェックシートの配付により実施しました。

重要事項説明書、契約書等の契約に資する書式については、全宅連版書式のダウンロード方法や書式作成システム等の問い合わせに的確に対応し適正な不動産取引に寄与しました。

取引の重要な役割を担う宅地建物取引士の資格登録申請等受託業務は、神奈川県と協議のうえ当面の間、持参から郵送受付を原則とし、手続き等万全を期して対応にあたりました。

宅地建物取引士資格試験は、試験会場の確保が困難な状況下、会員等の協力のもと感染症

対策に徹底を期すなど受験者の安全に配慮のうえ追加試験を含め2回に分けて実施して滞りなく終了し、次年度に向けて更なる信頼を得ました。

また、事業基盤確立に資する新規入会者の加入促進に向けては、Webによる開業相談を開始するとともに女性部会連絡会等の協力を得て開業支援セミナーの充実を図り、地域金融機関である県内の信用金庫から協力を得て、低金利で利用できる創業支援融資制度を案内し、それらを背景に18支部協力のもと役職員の熱意と不斷の努力が結実し、近年の状況を上回る新規免許業者の68%を入会へと導くことができました。

このようななか、東日本大震災から10年を前に、本・支部役職員の連絡網整備のうえ新たに安否確認サービスを導入し、地域に寄り添い発展を支えながら安全を見守る会員とともに大規模災害等に対応する態勢を整えました。

また、生活の基盤となる地域社会の豊かさを実感できるよう、会員を通して地域住民の声や規制、税制等による問題点、改善点等を集約したうえ、他団体と連携を図りながら国や各行政に要望活動を行いました。

特に、本会と横浜市で組織する「横浜市建築及び開発等に関する調整連絡協議会」の長年の取組について、業績が高く評価され、公益社団法人日本不動産学会より日本不動産学会長賞を受賞しました。

その上で、これから安定した事業運営と経営基盤の確立のため「組織・事業運営特別委員会」を設置し、将来の運営に関する諮問事項に対する基本方針の次年度策定に向けて検討を始めました。

新型コロナウイルス感染症という未曾有の国難のなか、本会の事業推進は多大な影響を受け停滞を余儀なくされることとなりましたが、その中にあって、支部ならびに会員各位の理解と協力のもと、困難の先にある新たな社会を見据えて諸事業を推進しました。

ここに、今年度事業の詳細を報告します。

以下に続く各事業の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染防止を第一義に考え「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 神奈川県宅建協会版」に基づいて推進しました。

I 消費者保護のための事業（公益目的事業1）

1. 不動産に関する相談、助言

(1) 不動産中央無料相談所および各支部相談所における無料相談

「不動産中央無料相談所(以下「中央相談所」という)」では、相談業務の継続的かつ円滑な運営のため相談員態勢の整備、強化に努め、電話および来所による不動産全般に亘る相談、取引の事前相談ならびにトラブル等に関する相談に対して、保証協会神奈川本部との共同運営により、消費者等相談者への助言や専門機関を紹介するとともに、会員からの宅地建物取引相談に対応しました。

本会の事業の柱となる相談所について、不特定多数の方々へ不動産に関して無料で相談を受けることができる窓口となっている中央相談所および支部不動産無料相談所(以下「支部相談所」という)の業務の普及と利用促進を図り、安心・安全な不動産取引を推進するため、タウンニュース紙への広告記事を県下全域に掲載しました。

また、窓口にパーテーションを設置し、定期的なアルコール消毒を徹底するとともに、緊急事態宣言発令時には、電話相談のみとするなど、相談者および相談員が安心して相談できる環境を整備しました。

【一般相談、消費者相談業務】

①中央相談所

消費者等からの相談について、5,211件の対応を行いました。(別表1参照)

②支部相談所

支部の相談業務については、支部事業計画に基づき実施しました。(別表2参照)

③空き家と住まいのなんでも相談会

緊急事態宣言が発令されたことから、今年度は中止しました。

④改正民法およびコロナ禍における家賃対応に関する相談

令和2年4月施行の改正民法およびコロナ禍での家賃対応に関し、弁護士による会員専用の電話相談窓口を開設しました。さらに、家賃支払い猶予や免除に関する合意書とその作成方法についていち早く会員に周知し、コロナ禍における安心、安全な取引がなされるよう努めました。

期 間 令和2年3月17日～令和2年7月31日

受付先 立川・及川・野竹法律事務所

相談件数 166件(改正民法に関するもの155件、家賃に関するもの11件)

(2) 行政機関への相談員派遣

①神奈川県および行政庁等への相談員派遣

「かながわ県民センター県民の声・相談室」および各支部管轄地域の「行政相談室」に本会より相談員を派遣し、消費者からの相談に対応しました。(別表3参照)

②横浜市空家無料相談会

横浜市との「横浜市における空家等対策に関する協定」に基づき、市主催の「空家無料相談会」に専門家団体の一員として本会役員を相談員およびセミナーの講師として以下のとおり派遣しました。

日 時 令和2年9月29日(火) 【相 談 会】 16時～19時30分

【セミナー】 17時～17時30分

会 場 戸塚区総合庁舎8階大会議室

内 容 不動産取引における注意点

③横浜市の管理不全な空家等の改善事業への専門相談員派遣

横浜市の管理不全な空家の所有者に対する自主改善方法について、市からの依頼により役員を専門相談員として派遣し、助言と提案を行いました。

(3) 苦情解決業務

自主解決が困難であり弁済業務の対象と判断される案件および苦情解決申出を希望する案件について、速やかに保証協会神奈川本部苦情解決委員会に29件移管しました。

(4) 相談所派生業務の検討

消費者からの不動産取引に関する業務受託依頼やWebの活用など、相談所派生業務に関する将来の相談所の態勢整備について検討を行いました。

上記(1)～(4)の事業の分担は、相談調停委員会が中心となって推進管理しました。

(5) 消費者向けの不動産取引に関する手引の配布協力

神奈川県が監修し(一財)不動産適正取引推進機構が編集発行した「不動産売買の手引き」および「住宅賃貸借(借家)契約の手引き」を本部および支部に配架し、消費者への配布に協力することで、的確な不動産取引の促進とトラブルの未然防止に努めました。

上記(5)の事業の分担は、法令研修委員会が中心となって推進管理しました。

2. 宅地建物取引業者の指導育成

(1) 分野別知識習得セミナーの実施

宅建業者が専門的な知識を習得し応用力を高めることで会員を通じて不動産取引の適正化を図るとともに、消費者利益の保護に資するため、会員を対象としたセミナーを今年度は、新型コロナウイルス感染防止のためオンラインにより開催しました。

また、会員の受講機会の拡大と利便性向上のため、セミナーの録画動画をホームページで公開し、DVDの貸し出しに対応しました。

【分野別知識習得セミナー開催一覧】

実施日	演題	講師	受講者数 (ログイン数)
令和2年 9月28日(月)	コロナによる家賃支払い猶予・免除に関する法的処理と税務～新型コロナウイルス感染症に係る家賃対応について～(前編)	顧問弁護士 立川正雄 氏	81名
令和2年 10月9日(金)	コロナによる家賃支払い猶予・免除に関する法的処理と税務～新型コロナウイルス感染症に係る家賃対応について～(後編)	顧問弁護士 立川正雄 氏	85名
令和3年 2月9日(火)	賃貸住宅管理適正化法の理解と対処法～(その1)適正化法の概要～	顧問弁護士 立川正雄 氏	123名

(2) Webセミナー「神奈川宅建eスクール」の配信

パソコンやスマートフォンでの動画閲覧により受講するWebセミナー「神奈川宅建eスクール」について、新しい演題を追加し更なる内容の充実を図りました。

今年度は、改正民法施行後に多く寄せられた質問について、弁護士による解説を配信しました。また、広報やメールマガジンによる案内を通じて受講を促し、安心・安全な取引の推進に努めました。

【神奈川宅建eスクール配信一覧】

演題	講師	時間
改正民法(債権法関係)施行後によくある質問～売買編～	弁護士 柴田 龍太郎 氏	約65分
改正民法(債権法関係)施行後によくある質問～賃貸編～	弁護士 柴田 龍太郎 氏	約68分

(3) 支部研修事業の支援・協力

消費者の不動産取引に係る理解を深め、適正かつ的確な取引を推進することを目的に各支部の地域の特色を活かした研修会を支援するため「令和2年度版支部研修マニュアル」に感染防止対策を追記し、支部研修会の実施協力に努めました。

(4) 宅建業者講習

神奈川県と保証協会神奈川本部との共催により、県内の宅建業者を対象として、宅建業に関する諸課題や諸手続、改正民法（債権法関係）施行で注意すべき実務について、講習を実施しました。

また、県と協議し、今年度は会場での講義形式ではなく、教材を用いての学習および学習報告による方法により行いました。

さらに、受講した宅建業者のリストを作成し、県に報告しました。

日 程 ① ホームページへの教材掲載 : 6月1日（月）～7月10日（金）

② 学習報告の提出 : 6月1日（月）～7月31日（金）

演 題 ① 宅建業を巡る諸課題(免許・紛争等)について

(執筆 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課宅建指導担当)

② 改正民法（債権法関係）施行で注意すべき実務

(執筆 深沢綜合法律事務所)

【受講状況】

所 属	会 員	供 託	他団体	合 計
受講者数	5,546名	140名	28名	5,714名

※今年度は学習報告の提出をもって受講記録とし、研修受講印の押印省略

(5) 新規免許業者講習

神奈川県と保証協会神奈川本部との共催により、新規に宅建業免許を取得した県内の宅建業者および受講希望者を対象として、宅建業法をはじめとする関係法令や不動産表示に関する公正競争規約等の知識習得、宅建業者的心構えや宅建協会の取り組みを中心とした講習を実施しました。

なお、県と協議し、今年度は会場での講義形式ではなく、教材を用いての学習および学習報告による方法により行いました。

さらに、受講した宅建業者のリストを作成し、県に報告しました。

演 題 ①宅建業免許に係る諸手続等について

(執筆 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課宅建指導担当)

②不動産広告の基礎知識～覚えておきたいポイント～

(執筆 (公社)首都圏不動産公正取引協議会)

③宅建業者としての心構えと宅建協会および保証協会の取り組みについて

(執筆 宅建協会・保証協会神奈川本部 法令研修委員会)

回数	受講期間	対象者数	受講者数		
			業者数	希望者数	合計
1	令和2年 6月 29日(月)～7月 7日(火)	114名	79名	0名	79名
2	令和2年 9月 2日(火)～9月 10日(木)	48名	32名	0名	32名
3	令和2年 12月 2日(水)～12月 10日(金)	78名	51名	1名	52名
4	令和3年 3月 3日(水)～3月 11日(金)	71名	45名	0名	45名
合 計		311名	207名	1名	208名

※今年度は学習報告の提出をもって受講記録とし、研修受講印の押印省略

(6) 実務指導

神奈川県と協議し、今年度は実務指導員による会員業者の事務所訪問を中止しました。なお、会員が自らの実務を確認し、業務の改善を行えるよう「令和2年度版実務チェックシート」を全会員に配付するとともに、当該チェックシートを本会ホームページに掲載し利用促進に努めました。

上記(1)～(6)の事業の分担は、法令研修委員会が中心となって推進管理しました。

(7) 宅建業従業者研修の重点実施

消費者等の利益を保護し、安心・安全な不動産取引を継続するため、宅建業法第75条の2関係に定める体系的な研修としての通信教育講座「不動産キャリアパーソン」をより多くの方々に受講していただけるよう、受講料半額キャンペーンや新規入会者には受講料を無料とする等の特典を設け、宅建業従業者のより一層のスキルアップ実現に努めました。さらに、受講者の利便性を確保するため、マークシート記述式による修了試験を実施しました。このように研修の普及および受講啓発を推進した結果、今年度は361名の受講申込を受け付けました。

また、コロナ禍においてさらなる需要が求められている「IT重説」に関し、全宅連が作成したWeb研修動画をホームページやメールマガジンを活用して会員へ周知し、利用促進に努めました。

上記(7)の事業の分担は、人材育成委員会が中心となって推進管理しました。

(8) 相談員マスター研修会の開催

永続的かつ的確な相談業務を円滑に運営するため、法律知識を相談員が共有し、各相談所における多種多様な相談への適切な助言に資するよう、全ての相談員を対象に「相談員マスター研修会」を実施し、相談者への対応に備えました。

日 時 令和3年2月5日(金) 13：30～15：30

会 場 神奈川県不動産会館および支部会館（オンライン）
演 題 ①改正民法の動向及び注意事項
②急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域等指定に伴う注意事項
講 師 弁護士 濱川 百合子 氏
出席者数 177名

(9) 相談員説明会

任期開始にあたり、新たに委嘱された中央相談所およびかながわ県民センター県民の声・相談室の相談員に説明会を開催しました。

日 時 令和2年7月31日(金) 15時00分～16時30分

演題・講師 ① 相談員としての留意事項について

相談調停委員長 野村 收

② 県民センター 県民の声・相談室の相談業務について

神奈川県県土整備局建設業課宅建指導担当

③ 中央無料相談所の相談業務について

宅建協会事務局

出席者数 23名

(10) 相談員育成研修の実施

相談業務に携わる人材を育成するため、次世代を担う相談員候補者等に対して、相談業務に関する実務研修を中央相談所において実施し、任期満了等に伴う相談員交代時の円滑な業務の引継に備えました。

今年度は、横浜南部支部、横須賀三浦支部および相模南支部から計6名の参加がありました。

(11) 相談事例集の作成および全会員への配付

民法改正に伴う掲載内容の一部変更と最新の相談事例を追加し、取引の現場で幅広く活用でき、また自主研修教材としても有用な改訂版相談事例集を作成し、全会員に配付しました。

(12) 相談員への認定証書交付

相談調停運営規則に基づき、次のとおり相談員に称号を付与するとともに希望者へ認定証書を交付しました。

① 認定アドバイザー 199名

② 認定シニアアドバイザー 31名

③ 認定マスターアドバイザー 33名

(13) 店頭掲示用相談員ステッカーの作成交付

次代を担う相談員の人材確保および相談員としての意識向上と相談事業を広くPRすることにより、安心・安全な取引による消費者利益保護を推進するため、相談員の証であるステッカーを作成し相談員に交付しました。

上記(8)～(13)の事業の分担は、相談調停委員会が中心となって推進管理しました。

(14) 開業予定者への支援

①開業支援センターでの開業相談

政府の景気刺激策を起因とした不動産市況の堅調な指標等により、開業に向けた相談件数が増加傾向にあり、開業相談態勢の強化と利便性向上を図るべく、Web相談の受付を開始するとともに開業支援専用ランディングページを作成しました。来館者に対しては、開業相談専用の個室「開業支援センター」にて個人情報漏洩防止等に配慮した上で、慎重かつ丁寧に対応しました。

相談の際には、知識豊富な「開業支援アドバイザー」が様々な質問に回答し、開業に必要な知識、情報の的確な提供に努めました。 (別表4参照)

②不動産業開業支援セミナー

開業希望者や宅建業に興味のある方々を対象に、開業までの具体的な手続や開業後の留意点等について、「不動産業開業支援セミナー」を開催しました。

セミナーでは、神奈川県女性部会連絡会の協力のもと、女性会員ならではの視点による開業体験談をはじめ、神奈川県建設業課が免許申請における留意点等を説明するとともに、専門家により開業資金融資制度に関し案内しました。

実務に役立つ粗品を提供し、終了後には講師や役職員による個別相談を実施し受講者の疑問点等について的確に対応するなど、セミナーの満足度向上を図り、円滑な開業支援に努めました。 (別表5参照)

③神奈川宅建ビジネススクール

開業相談者からの要望に応えるため、不動産鑑定士等の専門家による実務に即した研修として、神奈川宅建ビジネススクールを実施しました。

セールス手法や契約書の作成など豊富なカリキュラムを設け、効率的な知識の習得を促すとともに、新規入会者は受講料を無料として、開業者の円滑な事業開始を

支援しました。

終了後には、講師や職員による個別相談を行い、受講者の疑問点等に対応することで内容の充実を図りました。

(別表6参照)

④県内信用金庫と提携した創業支援融資の取り扱い

創業を予定している方および創業5年未満の会員の資金調達を支えるため、神奈川県内に本店を置く信用金庫と連携し、本会会員専用「創業支援融資」の取り扱いを拡大しました。

提携金融機関 かながわ信用金庫、湘南信用金庫、横浜信用金庫、
川崎信用金庫、中南信用金庫、平塚信用金庫、中栄信用金庫

(15) 行政機関および関連団体等からの情報収集ならびに消費者等への周知

行政および関連団体等からの不動産業関連の各種法令や制度に関して、的確に情報収集を行い、入手した情報を必要に応じて、消費者等に本会ホームページの掲載やメールマガジンを活用して周知を行い、消費者の利益の保護に努めました。

上記(14)～(15)の事業の分担は、総務委員会が中心となって推進管理しました。

3. 不動産関係法令等の調査研究および報告書の作成

神奈川県との共催により、不動産関係法令や宅建業に関する諸問題を調査、研究し、消費者保護に寄与することを目的として法令実例研究会を開催しました。今年度は、自然災害発生に備えた宅地建物取引時の宅建業者の対応とリスク管理について、顧問不動産鑑定士の吉野莊平氏から講義を受け、県職員を交えて意見交換を行い、本研究会の見解を研究結果報告書として取りまとめました。

なお、研究結果報告書の概要は、ホームページや広報等を活用し宅建業者をはじめ広く公開し、消費者利益の保護に努めました。

上記3.の事業の分担は、法令研修委員会が中心となって推進管理しました。

II 消費者支援のための事業（公益目的事業2）

1. 情報提供システムの活用について

(1) 情報生成・提供ツールの運用

「全宅連版安心R住宅」制度は、インスペクションを施された建物が対象であり、「既存住宅瑕疵保険」の加入が前提のため、より安全で安心な既存住宅の流通が促進される

よう広報誌等を通じ会員に活用促進を周知しました。

また、令和3年1月4日からの新レインズシステム稼働に伴い、ID・パスワードの事前保管や日報機能・FAX機能廃止等について「広報 宅建ジャーナル」やホームページ等を通じて周知するとともに、稼働後の問合せに的確に対応し、円滑な業務支援に努めました。

(2) 情報提供システムに関する研修会の実施ならびに支部システム研修会への対応

消費者への的確な情報提供を図り、公正な取引の確保による消費者利益の保護を目的として、会員の宅建業者を対象に不動産の表示に関する公正競争規約、レインズへの物件情報登録方法や新レインズの改修点、全宅連の契約書・重要事項説明書やWeb書式作成システム操作等の研修会を各支部の協力を得て実施しました。

また、支部研修等に活用するパソコンの入替による次年度への新たな環境整備を図りました。

(3) 消費者に対する不動産流通システムの周知

不動産流通の活性化および消費者への情報提供機会の確保を目的に、不動産フェアや消費者向けセミナーなどの機会を捉え、本会が管理、運営するレインズ等の各種情報提供システムに関して、支部や関係する委員会の協力を得て周知に努めました。

上記(1)～(3)の事業の分担は、情報提供委員会が中心となって推進管理しました。

2. 消費者等の利便性を高めるための情報提供ツールの維持管理

(1) 宅建業法の規定に基づくレインズへの物件登録等適切な利用の促進および運用管理

宅地建物取引の適正化と円滑化ならびに不動産流通市場の健全な発達と公共利益の増進を目的としたレインズに関し、会員等からの問い合わせに対応するとともに支部研修会を支援し、物件情報の精度向上と適正管理を図りました。 (別表7参照)

(2) ハトマークサイトの利用促進および有効活用

不動産取引に際して消費者が必要とする情報について、ハトマークサイトを有効活用し、取引関連情報を迅速に提供できるよう、物件情報登録や関連情報の調査、管理方法等に関する支部研修会を支援しました。また、同サイト活用のため関連団体と連携してホームページ等により広くPRしました。 (別表8参照)

(3) 広報活動の連携強化ならびに情報提供ツールの管理運用

ホームページや「広報 宅建ジャーナル」を中心とした情報の共有化と活用の向上を

図るため、本・支部合同会議を開催し、将来に向けた広報活動のあり方と地域密着の情報伝達方法について意見交換を行い次年度に繋げました。

上記(1)～(3)の事業の分担は、情報提供委員会が中心となって推進管理しました。

3. ホームページ等による不動産関連情報提供の機会の確保

(1) 不動産関連法令等の情報提供の促進

不動産関係法令や制度の改正等をはじめ、各種情報やセミナー、支部、各地域で実施される不動産相談会等のイベントについて、迅速かつ的確に周知し、不動産の知識習得に関する情報提供に努めました。

今年度、ホームページをリニューアルし、本会の特色を活かした内容の拡充や視認性を重視することで利便性向上を図りました。

「広報 宅建ジャーナル」では、不動産業界をとりまく制度改正について、各専門家による解説により宅地建物取引の適正化に向けて周知しました。特に、新型コロナウイルス感染症の影響による家賃対応や賃貸住宅管理業務等適正化法等の取引に関する重要な解説を広報誌およびホームページに掲載しました。

また、インターネット広告掲載停止処分のおとり広告等規約違反事業者の増加防止のため、違反事例を周知し、適正な広告掲載の徹底を図りました。

さらに、宅建試験終了後の合格から登録申請までの流れを新聞広告等により周知し、本試験への関心がさらに高まるよう取り組みました。

上記(1)の事業の分担は、広報啓発委員会が中心となって推進管理しました。

(2) 住宅金融制度への対応

持続的な低金利政策の実施と全宅連が推進している全宅住宅ローン「フラット35」等の金融商品について、住宅取得に関する優遇税制とともに周知しました。

上記(2)の事業の分担は、情報提供委員会が中心となって推進管理しました。

(3) 宅地建物取引業者の情報管理への対応

会員の企業情報を収集し最新の情報として整備するとともに、その内容を「会員紹介ページ」として公開しました。

また、「会員紹介ページ」の地図検索機能の廃止に伴い、事前の周知に努めるとともに、本ページの機能向上に向け準備を進めました。

さらに、会員に対し、法令遵守による健全な宅建業者の育成を図るため、適正に宅建業の免許更新が行えるように更新時期を通知しました。

上記（3）の事業の分担は、総務委員会が中心となって推進管理しました。

4. 不動産ライブラリーの管理運営

不動産会館来館者をはじめとする不特定多数の方々への不動産に関する理解を深める機会を提供するため、不動産会館内に設置している「不動産ライブラリー」について、感染症対策を徹底した上で、業務時間中、コミュニティホールとして一般開放しました。

上記4. の事業の分担は、総務委員会が中心となって推進管理しました。

5. 宅地建物取引士の専門知識・技能育成機会の提供

（1）的確な不動産取引に資する法令遵守のための環境整備

全宅連版書式のダウンロード方法やWeb書式作成システム等に関する問い合わせに的確に対応するとともに、これらに関する無料電話相談窓口や関連出版物などの情報を提供し、安心・安全な不動産取引の推進およびトラブルの未然防止を図りました。

また、神奈川県版として本会ホームページで提供している書式に関しては、従前どおり最新の法令改正等に対応した内容で会員へ提供できるよう整備するとともに、契約書等作成時に活用できる特約文例集を新たに加え、消費者利益の擁護促進に努めました。

（2）神奈川県知事の指定による宅地建物取引士講習の実施

宅地建物取引業法第22条の2に定める知事が指定する講習として「宅地建物取引士講習（以下、法定講習という）」を50回実施し、受講者は8,169名でした。このうち、神奈川県外に登録している宅地建物取引士の受講者は88名でした。（別表9参照）

今年度は、神奈川県と協議の結果、特例として座学形式ではなくテキストを事前送付し、自宅学習と学習報告書の提出による講習として実施しました。なお、受講の申込は、原則郵送対応とし、感染防止対策を徹底しました。

また、受講者には、自宅学習やその後の実務にも役立つ「筆記具セット」をテキスト等送付時に同送しました。

さらに、座学形式による講習実施の再開に備え、受講者が安心、安全に受講できるよう、講習会場の座席に飛沫感染防止用アクリルパーテーションを整えました。

(3) 神奈川県の受託業務の実施

神奈川県と「宅地建物取引士資格登録申請書受付事務等委託契約」を締結し、その目的に向け、この契約に定められた業務委託仕様書に基づき、当該事務を的確に処理しました。

(別表 10 参照)

また、本年度は、神奈川県と協議のうえ、取引士証の交付も含め諸手続については原則郵送手続きを推奨し、申込者の安全確保に努め、適切な対応を図りました。

上記(1)～(3)の事業の分担は、人材育成委員会が中心となって推進管理しました。

(4) 宅地建物取引士資格試験の公正な実施

宅地建物取引士資格試験（以下「試験」という。）は、国土交通大臣から指定試験機関として指定された一般財団法人不動産適正取引推進機構（以下「機構」という。）が都道府県知事から委任され、神奈川県の試験地では、本会が協力機関として6回目となる試験を実施しました。

今年度は、例年借用している会場が使用不可および申込開始後に急遽キャンセルになるなど試験会場の確保が困難な状況の中、県下各地域にわたり会場を確保し、10月18日（日）に加え、12月27日（日）を追加試験日とし、準備に努めました。

6月5日の試験実施公告後は、機構と連絡調整のもと今年度は試験の自粛を促すなか、ポスター掲示とリーフレット配架、配布、7月1日には受験申込案内書6万部の配架と配布を行政、書店、金融機関等の259箇所に依頼しました。本会ホームページには試験に関する申込方法や会場等を公開し、各種問い合わせに応じました。

受験申込の受付業務は、インターネットと郵送により行い、入退室のセキュリティ・システムを強化した専用事務室を設けて個人情報取扱いを厳重に管理し、23,789名の申込を受け付けました。

試験運営を担う本部員ならびに監督員について、支部を通じて協力いただける方々への依頼をはじめ派遣等延べ約1,600名の態勢を整えました。監督員、本部員には、オンラインを併用した事前研修を開催して、本会独自の試験事務マニュアルおよび試験当日に確認しながら携行できる役割別ハンドブックを用いて説明、質疑応答を行い知識、情報を共有して試験実施に臨みました。

当日の会場周辺へは、管轄する警察署や保健所、消防署および最寄り駅への事前説明と協力要請を行うとともに、会場内外には警備員を配備し、受験者の安全確保と緊急事態に備えました。また、全会場に検温器とアルコール消毒液を備え、感染症対策を徹底

し、受験者および会場に配慮した運営を行いました。

【事前研修開催日程】

開催日時	参加人数
令和2年 9月11日(金) 14時	132名
令和2年 9月15日(火) 14時	141名
令和2年 9月17日(木) 14時	148名
令和2年 9月29日(火) 14時	117名
令和2年10月 5日(月) 10時30分	97名
令和2年10月 5日(月) 14時	52名
令和2年10月 6日(火) 14時	77名
令和2年10月 6日(火) 18時	3名
令和2年12月17日(木) 14時	32名
令和2年12月18日(金) 10時30分	30名
合計人数	825名

なお、合格発表は、12月と2月に神奈川県庁や県内の各県政情報コーナー、神奈川県不動産会館で掲示するとともにホームページで公表しました。 (別表11参照)

上記(4)の事業の分担は、試験本部が中心となり支部等の協力を得て推進管理しました。

III 地域振興のための事業（公益目的事業3）

1. 地域活性化事業の創造および発信

(1) 不動産フェアの実施

消費者が不動産に関する知識と理解を深める機会である不動産フェア等の協会PRイベントの実施に際し、引き続き国土交通省、神奈川県、横浜市環境創造局、川崎市、相模原市の後援名義使用許可を取得しました。

支部名	日程	会場	主な内容
県央	10月1日	愛川町役場	献血運動
相模北	8月29日～9月27日	支部所属会員店舗	不動産無料相談、物件展示、レインズデモ等、会員店舗付近清掃
	9月17日	相模原市役所前	献血運動、タオル・花鉢無料配布、不動産無料相談
	9月27日	支部会館	不動産無料相談、タオル・花鉢無料配布

地域社会の健全な発展を目指すイベント等にも参加し、不動産フェア等を通じて県下各地域の特色を活かした事業展開により活性化の促進に寄与しました。今年度は、中止または延期を考慮しつつ、感染拡大防止策を講じた実施に努めました。

上記(1)の事業の分担は、情報提供委員会が中心となって推進管理しました。

(2) 快適な住環境の創設

緑豊かで快適な住環境の整備・創出と美しい景観の形成を図るため、県下全域で地域の特色を活かし、支部と連携して地域とその住民の暮らしに密着した事業を展開しました。

環境美化活動の一環として、地域清掃に積極的に参加するとともに違法屋外広告物の撤去協力等に関して活動しました。なかでも、ペットボトルキャップの分別回収により、リサイクルはもとよりその収益金を用いて各種ワクチンを世界の子どもたちへ寄贈しました。回収量は累計で12,840kgとなり、約10,223名分のワクチンに至りました。

環境緑化の側面としては、コロナ禍により地域イベントが自粛または中止の傾向にある中、不動産フェアと連携した地域イベントでの観葉植物の配布をはじめ、水源林の間伐作業への協力、みどり募金への寄付、セミナーへの参加等、感染拡大予防策を徹底したうえで緑豊かな住環境の創出に努めました。

上記(2)の事業の分担は、総務委員会が中心となって推進管理しました。

2. 安心して暮らせる地域環境の創造

(1) 健全な地域社会の発展促進に向けたPR活動の実施

地域行政と連携し、安心・安全なまちづくりに貢献するため、神奈川県警察との「地域安全に関する協定」に基づき、地域に根ざした防犯および地域活性化と連動できるようPR事業を実施しました。

特に、防犯ステッカー等の頒布品を希望する会員へ送付し、これら会員の協力により管理物件等への防犯ステッカーの掲出を促し、県内各地域の犯罪抑止力を高める活動に寄与しました。

上記(1)の事業の分担は、広報啓発委員会が中心となって推進管理しました。

(2) 行政、関係団体との住宅確保要配慮者の入居・居住支援等に関する協力

神奈川県との「神奈川県あんしん賃貸支援事業」に関する協定に基づき、同事業の推進に協力しました。また、神奈川県居住支援協議会に役員を派遣し、貸主向けガイドブック「安心賃貸経営の手引き」の作成や配架に協力するとともに、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居・居住支援が円滑に推進できるよう協議しました。

(3) 公共事業用代替地媒介業務の推進について

代替地媒介業務に関する実施協定に基づき、公共事業に必要な代替地情報を提供するため態勢を整えましたが、今年度は代替地情報の斡旋依頼はありませんでした。

(4) 神奈川県・横浜市等行政との公有地処分および情報提供等に関する協力

神奈川県職員への民間賃貸住宅物件について、11件の情報提供依頼に対し、会員から12件の物件情報提供を行いました。

また、各自治体からの要請により、物件情報および売却情報の提供について、ホームページやメールマガジンなどを活用し会員からの情報を求め、協力しました。

- ・依頼のあった自治体と内容

神奈川県（産業用物件の募集）

横浜市（公有地売却・保育所等の整備用物件の募集）

横須賀市（公有地売却）

中郡大磯町（公有地売却）

足柄上郡松田町（公有地売却）

横浜地方法務局（公共事業用事務所の募集）

群馬県前橋行政県税事務所（差し押さえ物件売却）

(5) 関連団体等との協定に基づく媒介業務に関する協力

神奈川県住宅供給公社をはじめとする関連団体との各種協定に基づき、消費者への賃貸住宅の供給支援、利用促進に協力しました。

また、行政から物件情報提供に関する協定に基づき、ホームページやメールマガジンを利用し、会員へ周知し、希望条件に沿った物件情報を行政に提供しました。

(6) 災害時における神奈川県・政令指定都市との民間賃貸住宅提供に関する協力

県の借上型仮設住宅の供給に係る意見交換会に専門家として参加するとともに、災害における県賃貸型応急住宅実施要綱（案）および賃貸型応急住宅不動産店舗向けマニュアル（案）の策定準備のため、会員店舗の協力を得て実施訓練に参加しました。

上記(2)～(6)の事業の分担は、政策推進委員会が中心となって推進管理しました。

(7) 地域社会と連携した防災体制の整備

緊急時における役員および職員の連絡網を整備し、不動産会館内の避難経路の整備、確認を行うとともに、広域避難場所を把握し、法定講習等の来館者へ速やかに案内できるよう準備しました。

また、安否確認サービスを導入し、役職員の連携強化により大規模災害の発生に備えるとともに、避難誘導対応者用として災害備蓄品を購入し、有事の際も迅速に対応できるよう態勢を整えました。

(8) 地域における防犯の啓発

誰もが安心して暮らすことのできる地域環境の整備、創出のため、神奈川県警察本部と締結している「地域安全に関する協定」に基づき、防犯ステッカー掲出等の働きかけや、支部の協力のもと行政と連携して防犯パトロールを実施しました。

さらに、反社会的勢力排除のため、取引関係者の該当情報の提供に係る対応として「反社会的勢力データベース照会システム」を活用し、反社会的勢力との取引未然防止の一助として、会員からの問い合わせに照会を行い応答しました。

今年度の問い合わせは3,751件、データベース照会3,629件を行い、そのうち、反社会的勢力該当が16件あり注意喚起しました。

(9) 地域住民の生活や住居に関する活動等の推進

神奈川県との「犯罪被害者等からの民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、犯罪被害者等からの物件情報提供依頼に対して、メールマガジン等にて会員へ情報提供を呼びかけました。(依頼件数 2件)

また、県との「地域見守り活動に関する協定」に基づき、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、会員の協力を得て地域コミュニティ規模で孤独死の防止を図るべく緊急時の通報先等について周知しました。

(10) 神奈川県女性部会連絡会による「レッドリボン宅建かながわ」の推進支援

県で展開しているHIV・エイズの感染拡大の防止とHIV感染者、患者に対する偏見や差別のない社会づくりのための「かながわレッドリボン運動」について、女性部会連絡会を中心にパンフレット等を配架するなど啓発活動を行い、支援しました。

上記(7)～(10)の事業の分担は、総務委員会を中心に、必要に応じて関係委員会と連携を取りながら推進管理しました。

3. 地域振興のための不動産に関する調査研究および政策提言

(1) 土地住宅政策および税制に関する要望の推進

会員および支部から寄せられた各地域の住民の声や各種規制等による住生活の影響や課題をとりまとめ、要望書を作成し、国、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市に

対し本部、支部と連携し要望活動を展開しました。

特に土地に係る固定資産税の成果としては、全宅連と連携することで現行の負担調整措置ならびに市町村等が一定の税負担の引き下げを可能とする「固定資産税、都市計画税の条例減額制度」の適用が3年間延長されることとなりました。さらに、コロナ禍の経済状態に対応するため、令和3年度に課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据え置かれることになりました。

このほか、買取再販事業者が既存住宅を取得し販売する場合の不動産取得税の特例措置が2年間延長されるなど、各種特例措置の適用期限が延長されました。

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市への要望は、管轄支部の協力を得て活動し、各要望先から回答を得ました。それらに基づいて、各課題等を踏まえ動向を注視し、関係部署と協議を重ねながら引き続き要望実現につなげるよう取り組みました。

また、令和2年8月より不動産取引時において、水害ハザードマップにおける対象物件の所在地の説明が義務化されたことに伴い、市町村ごとの水害ハザードマップ作成状況についてホームページやメールマガジンならびに広報誌にて周知しました。

(2) 関係法令の改正や条例制定に関する意見募集等の対応について

各行政や関係団体等から土地住宅政策に関わる関係法令改正やパブリックコメント等の必要な情報をホームページやメールマガジンにて周知しました。

(3) 不動産業務に関する調査研究と改善要望について

宅地開発等に関する諸制度や宅地建物取引業務に係わる問題について、本会と横浜市建築局で組織する「横浜市建築及び開発等に関する調整連絡協議会」を通じて意見交換を実施しました。

(4) 中小企業分野確保への対応について

会員の経営環境を擁護すべく、関係団体と連携し、異業種による不動産業参入の動向を注視し必要な政策を協議しました。そのなかで、全宅連等と連携し（一社）全国地方銀行協会が求めた銀行の不動産業参入を阻止するよう強く求めました。

上記(1)～(4)の事業の分担は、政策推進委員会が中心となって推進管理しました。

IV 収益事業

(1) 会議室貸出

会議、セミナーや講演等のための支部および関連団体等からの会議室貸出申請を受け

付け、会議室の貸出および管理を行いました。貸出件数は、支部へ21件、関連団体へ30件、合計51件でした。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議室貸出の際の使用方法や、清掃および消毒等にかかる費用を踏まえ利用料金を見直す等、安心安全に会議室が利用できるよう環境を整備しました。

(2) 公益事業以外の業務委託等に関する収益

関連団体等と締結している業務委託契約に基づき、受託している業務を的確に推進しました。

上記(1)～(2)の事業の分担は、総務委員会が中心となって推進管理しました。

V 共益事業

(1) 会員への福利厚生について

- ① 団体としてのスケールメリットを活かした会員割引制度の実施に際し、より多くの会員がさらに効率的に制度を利用しメリットを享受できるよう周知しました。
- ② 本会の会員およびその従業者の支援を目的として、関連団体の事業等を活用し会員が日常業務に役立てられるよう、メールマガジン等を用いて積極的に周知しました。

(2) 神奈川県女性部会連絡会の支援

女性が意欲をもって開業することができる環境づくりやネットワークの整備など、運営委員会開催等を通じて、各支部女性部会の横断的な連携および情報交換を行い活動支援に取り組みました。

また、取引実務に直結するマネジメントスキルについて研修会を開催しました。

日 時 令和2年12月4日（金）14時～16時15分

会 場 神奈川県不動産会館 5F大会議室

演 題 宅建業者・管理業者のリスクマネジメントについて

講 師 佐々木 正勝 氏

（公社）宮城県宅地建物取引業協会 会長・（公社）全国賃貸不動産管理業協会 会長

受講者 111名（うちオンライン参加者 61名）

(3) 青年部会の活動支援

男女問わず若年層の会員および従業者が若い活力をもって宅建業に取り組むことで、男女共同参画社会の実現と、将来の本会ならびに宅建業界の発展に繋がるよう、人材育

成の観点から各支部青年部会の活動の活性化に向けて支部間での情報交換等の支援に取組みました。

(4) メールマガジン登録の推進

会員への業務支援や本会の事業運営に関する迅速かつ的確な情報伝達手段として、広報誌等を通じてメールマガジンの登録を推進しました。

上記(1)～(4)の事業の分担は、総務委員会が中心となって推進管理しました。

(5) 本会ブランドイメージの普及促進

本会公式キャラクター「はとっぴい」を活用し、「ハトマーク」が安心と信頼の不動産取引のイメージとして定着するよう取り組みました。「はとっぴい」のイラストデータをPRグッズやチラシ、封筒等の印刷物に利用するとともに、ぬいぐるみを各種イベントや本・支部窓口等へ配置し、ゆるキャラグランプリへの出場により浸透を図りました。その上で、会員・消費者を問わず幅広く「はとっぴい」に親しみを持てるよう新たにLINEスタンプを作成しました。

(6) 会員への情報伝達

本会の事業推進状況や不動産関連の幅広い情報を会員へ周知するため「広報 宅建ジャーナル」を発行し、同内容をホームページに掲載しました。特に、早急に周知すべき情報はメールマガジンを用いて会員へ配信する等、有益な情報の迅速な提供に取り組みました。

また、LINE公式アカウントの利用により広報誌のWEB閲覧を促進するとともに、消費者への新たな情報伝達手段として活用を進めました。

(7) 関連団体等との活動協力

「広報 宅建ジャーナル」を関連団体等に送付し、本会事業に関する正しい認識と理解および協力を得られるよう周知しました。

また、関連団体等から発行された広報誌やメールマガジン、ホームページ等から発信された情報を収集し相互理解に努めました。

(8) 広報活動の連携強化

ホームページのリニューアルに伴い、担当役職員を対象に、支部の事業紹介や研修会等の周知に関し、支部ページの編集方法説明会を実施しました。

本・支部合同会議では、PR事業や広報のあり方について意見交換を行い、今後の広報事業に関する共通ツールや情報共有方法など連携強化に向けて検討を行いました。

上記(5)～(8)の事業の分担は、広報啓発委員会が中心となって推進管理しました。

VI 管理関係

(1) 開業予定者や新規免許業者の加入促進

①本・支部役職員の連携した入会促進活動

本・支部事務局が連携し新規免許業者に対して迅速に宅建業免許取得を連絡とともに、役員等を通じて既知の業者により積極的に入会を勧める態勢を整えました。さらに「開業支援アドバイザー」の職員が電話や来館者の開業に関する幅広い質問等に的確かつ丁寧に個別相談を行うほか、新規免許業者の事務所へ訪問し本会への加入を案内する等、徹底したサポートによる入会促進に努めました。

②入会促進PRを目的とした開業支援専用ホームページ等の運用

開業予定者に対し、宅建業開業後の円滑な業務運営の一助となるよう、宅建業開業までの流れや免許申請方法等を解説した開業支援専用のランディングページについて、インターネット広告の運用により、即効性のある情報発信に努めました。

また、開業者の入会時における疑問点等の解消を主な目的に、ホームページに「入会者の声」ページを新たに掲載し、本会の魅力とともに発信する態勢を整えました。

③入会促進ツールの作成

本支部会館内および県内各所などで配架または放映されている開業までの手続きの流れや本会の事業、研修内容等を解説した「マンガでわかる不動産業のはじめかた」の冊子とアニメーションの刷新に向け準備を進めました。

④不動産業スタートアップ応援プロジェクトの推進

入会者の開業諸費用の負担軽減を目的とし、各地域金融機関と創業支援融資の取り扱いに向けた提携を行うとともに、入会諸費用の分割払いを可能とするクレジットカード決済の導入に向け準備を進めました。

また、新規免許業者数の増加と不動産業界活性化ならびに入会促進の即効性を高めるため、引き続き入会金の減額措置を実施しました。

今年度の神奈川県知事免許件数367件に対し、入会者数（見込含む）は248件（入会率約67.6%）でした。

上記(1)の事業の分担は、総務委員会が中心となって推進管理しました。

(2) 事業効率化と本・支部連携の推進

令和3年度事業計画について各支部が効率的に作成できるよう、支部に対し事業計画の提出を依頼し、確認のうえ、支部へ必要事項の伝達を行いました。

経費削減や環境への配慮を踏まえ、本・支部間の情報交換や資料の送付に関し、ホームページで情報共有できる態勢を整えるとともに、会員が提出する各種書式や手続の省力化を図りました。

また、オンラインによる会議の導入に伴い旅費規則を改正するとともに、オンライン会議の運用基準を定め、効率的かつ円滑な会議運営ができるよう、それらに付随する周辺機器の購入を本・支部で進めることで、会議や研修の態勢強化に努めました。

さらに、本・支部の組織運営と事務局の効率的な役割整理による連携強化策、支部の管理関係の一元管理、収益事業の充実策の検討、中長期的な視点から安定した事業運営と経営基盤の確立に向けた基本方針策定に向け、検討を進めました。

上記(2)の事業の分担は、総務委員会、組織・事業運営特別委員会が中心となって推進管理しました

(3) 不動産会館の管理運営

不動産会館管理規則および会議室使用規程に基づき、財産の保持、警備、防災、衛生等の維持管理に加え、会館の定期的な消毒や清掃作業により来館者および従業者の健康と安全に配慮し、感染症対策に努めました。

また、支部会館については、「支部会館の使用・管理および登記等に関する覚書」に基づき、支部との連携のもと適正な管理運営に努めました。

(4) コロナ禍における組織運営

コロナ禍における日常の実践例等が「新しい生活様式」として示されたことを受けて、本会でも会員や従業員、役職員等の健康と安全を最優先としながら事業の継続に関して一定の基準を設け、安定した組織運営につなげるよう「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 神奈川県宅建協会版」を策定し公表しました。策定後も感染拡大状況や社会時勢を敏感にとらえ、時宜に応じてガイドラインを改訂し提示しました。

(5) 安全かつ安定した法人運営のための保険対応

安定した本会の運営管理維持のため、法人法に規定されている役員の運営賠償責任について、保険契約によりリスク回避できるよう整備しました。

(6) 神奈川県内の審議会等への参画

不動産に関する地域の声などを集約し、地域毎に特色ある活動へ向けて取り組むため、県内の行政庁で開催されている神奈川県都市計画審議会をはじめとする各審議会等に参画しました。地域に密着して営業している会員こそ得ることのできる情報を積極的に提示し、地域の特性に根付いた課題の解決等に努めることで、安全・安心なまちづくりの推進を通じて、地域の活性化に寄与しました。

上記(3)～(6)の事業の分担は、総務委員会が中心となって推進管理しました。

(7) 会員情報の適正な管理

定例に開催する会員情報委員会で審査を行い、会員として適格な申請者の入会を承認しました。

本年度の入会は、正会員 277 名（本店 237 名、支店 40 名）、賛助会員 2 名（本店 1 名、支店 1 名）でした。

また「広報 宅建ジャーナル」を通じて入会者を紹介するとともに、支部別会員数および増減を周知しました。
(別表 12 参照)

(8) 組織と規律の保持

会員に義務の履行や是正を指導するなど、対象の 30 名について審査を行い、定款第 11 条第 1 号に基づき 11 名が会員資格を喪失しました。資格喪失者については「広報 宅建ジャーナル」を通じて会員に公表するとともに、神奈川県へ報告しました。

(別表 13 参照)

上記(7)～(8)の事業の分担は、会員情報委員会が中心となって推進管理しました。

(9) 法令および公益法人会計基準に準拠した法人全体の会計処理

公益法人会計基準および運用指針（以下「会計基準等」という）に基づき、本部、支部とともにオンラインシステムによる会計処理を実施しました。

令和元年度決算書、財務諸表および今年度収支予算書については、事業報告書や事業計画書とともにホームページ掲載等により公開用の文書類として整備し、定期提出書類を作成して県公益認定等審議会への報告を行いました。

(10) 中長期的な財政状況の安定を見据えた予算等の検討

組織整備に関する基本方針に基づき、中長期的に安定した事業運営と財務状況の確立を目的として、収入予算の範囲で支出予算を計上するよう合理的かつ効率的な予算編成に努めた上で、支部・本部を合算した法人全体の令和 3 年度収支予算書を作成しました。

作成にあたっては、予算編成および執行に関する付帯事項（以下「付帯事項」という）の遵守および積算根拠を中心に支部および本部収支予算書の確認を行い、必要に応じて支部長をはじめ支部役員等と財務委員会との打合せを行うことにより、実績に沿った予算案策定の調整に努めました。

また、支部交付金交付額について、今年度は縮小や延期または中止を余儀なくされた事業があることを踏まえ、例年と同等程度の事業実施が可能になるよう、今年度精算額の一部を令和3年度の事業費に繰り入れができる措置を設けました。

これに伴う付帯事項の検討に際しては、各支部が支部交付金を中心とする当期収入の範囲内で予算編成および執行ができるよう、一部見直しを行いました。

(11) 会費、入会金等の徴収管理

会費等の納入および保証協会からの会費徴収事務受託に関する業務について、本・支部間の連携と会員管理システムの活用による正確かつ迅速な納入状況の把握を図り、未納分の回収に努めました。

(12) 資産の運用管理

国債および地方債による資金運用とともに金銭出納、在庫管理および証憑書類等検印を行い、顧問公認会計士による元帳、計算書類検印を得て、資産の安全確実な運用と管理に努めました。

また、公益社団法人としての要件の一つである遊休財産の保有制限に対応するため、本会の遊休財産は認定法施行規則第22条第3項第2号に基づく「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」としての運用を継続することとし、債券の購入をはじめ証券会社や金融機関から積極的に情報を収集し、より有利な条件での運用に関して資金運用管理規則に基づき対応しました。

(13) 経理処理の把握と今後の研修および検討

令和元年度支部決算内容の確認結果に基づき、付帯事項の遵守および支部事業等執行に伴う経理処理の財務状況を確認しました。また、経理処理のみならず、事業に関する意見等を踏まえ、支部からの要望や意見を聞き取り今後の付帯事項策定等に活用するため、総務・財務委員会合同で、支部総務委員長・支部財務委員長および支部事務局職員等と意見交換をオンラインにより実施しました。

訪問で抽出した支部からの意見や要望および支部の改善点は、支部財務業務マニュアルの改訂版に反映するとともに、令和3年度の付帯事項策定にあたり参考としました。

さらに、これらの内容を本部と支部で共有するため、事務局職員研修会を開催しました。

[第1回] 開催日 令和2年12月7日(月)

(財務業務に関する本・支部合同研修会として開催)

会 場 神奈川県不動産会館 5F大会議室

[第2回] 開催日 令和3年3月24日(水)

会 場 各支部事務局(オンライン配信により実施)

(14) 顧問公認会計士の関与

財務全般に関して、顧問公認会計士の助言を受け、適正な会計処理に努めました。

なお、顧問公認会計士の協力を得て、監査前に各支部を訪問して元帳等の確認を行い、効率的な統一基準である付帯事項を遵守した予算執行の把握に努めました。

上記(9)～(14)の事業の分担は、財務委員会が中心となって推進管理しました。

[支 部]

各支部では、事業計画に基づき各事業を推進しました。

別表 1

中央無料相談所 相談件数

相 談 内 容	相 談 件 数				
	相 談 員	弁 護 士	鑑 定 士	建 築 士	合 計
業者に関する相談	360	5	0	0	365
契約に関する相談	1,439	109	4	0	1,552
物件に関する相談	302	14	1	0	317
報酬に関する相談	120	1	0	0	121
借地借家に関する相談	943	111	5	0	1,059
手付金に関する相談	24	0	0	0	24
税金に関する相談	67	1	0	0	68
ローン等に関する相談	20	1	0	0	21
登記に関する相談	41	1	0	0	42
業法・民法に関する相談	501	42	10	0	553
建築(建基法含)に関する相談	42	12	1	16	71
価格等に関する相談	49	1	4	0	54
国土法・都市計画法等に関する相談	12	0	0	0	12
空き家に関する相談	19	0	0	0	19
その他	917	16	0	0	933
合 計	4,856	314	25	16	5,211

(相談員数：47名 実施日数：237日 応対相談件数：平均22件/日)

※令和2年4月6日～6月30日、令和3年1月15日から当面の間は対面による相談を休止

※令和2年4月8日から6月30日までの間は有識者による相談に限定

専門家相談実施日数
 弁護士：43日
 不動産鑑定士：9日 ※<5月、6月、1月は休止>
 建築士：10日 ※<4月、5月は休止>

別表 2

支部相談所 相談件数

相談内容	相談件数
業者に関する相談	17
契約に関する相談	64
物件に関する相談	52
報酬に関する相談	4
借地借家に関する相談	114
手付金に関する相談	0
税金に関する相談	7
ローン等に関する相談	1
登記に関する相談	8
業法・民法に関する相談	42
建築(建基法含)に関する相談	7
価格等に関する相談	4
国土法・都市計画法等に関する相談	0
空き家に関する相談	6
その他	49
合 計	375

行政機関への相談員派遣 相談件数

【かながわ県民センター県民の声・相談室】

相談内容	相談件数
業者に関する相談	52
契約に関する相談	147
物件に関する相談	45
報酬に関する相談	6
借地借家に関する相談	264
手付金に関する相談	7
税金に関する相談	9
ローン等に関する相談	6
登記に関する相談	6
業法・民法に関する相談	11
建築(建基法含)に関する相談	17
価格等に関する相談	7
国土法・都市計画法等に関する相談	0
空き家に関する相談	4
その他	144
合 計	725

(相談員数：44名 実施日数：175日 応対相談件数：平均4件/日)

※令和2年4月6日～4月7日、令和3年1月12日から当面の間は対面による相談を休止
※令和2年4月8日から7月8日までの間は相談員の派遣を休止

【行政相談室】（支部管轄地域の行政庁へ相談員を派遣）

行政 庁	件 数	行政 庁	件 数	
横浜市	215	平塚市	14	
川崎市	70	愛川町	11	
内 訳	川崎区 中原区 多摩区 麻生区	厚木市 大和市 海老名市 綾瀬市	15 16 14 11	
横須賀市	74	座間市	11	
三浦市	7	相模原市	76	
葉山町	15	内 訳	高齢者住まい相談会 南区 中央区 緑区	5 21 33 17
逗子市	16			
鎌倉市	36			
藤沢市	31			
茅ヶ崎市	21	小田原市	19	
秦野市	17	南足柄市	10	
伊勢原市	16	—	—	
合 計			716	

別表 4

開業支援センター 相談実績

	来館・資料請求等件数	(内、開業に至った件数)	電話相談件数
4月	10	6	71
5月	12	9	72
6月	13	9	97
7月	19	14	98
8月	11	7	84
9月	22	13	144
10月	14	10	106
11月	13	6	89
12月	14	6	71
1月	26	7	98
2月	24	2	102
3月	27	4	127
合計	205	93	1,159

別表 5

不動産業開業支援セミナー

開催日	出席者数	個別相談件数	講師
令和2年 5月 19日(火)	中止※		
令和2年 7月 15日(水)	24名	16件	1. 顧問不動産鑑定士 吉野 荘平氏
令和2年 9月 10日(木)	16名	11件	2. 県建設業課宅建指導担当
令和2年 11月 18日(水)	21名	10件	3. 総務委員会、理事、 女性部会連絡会、 支部青年部会
令和3年 1月 21日(木)	11名	2件	4. 日本政策金融公庫
令和3年 2月 16日(火)	17名	10件	
令和3年 3月 10日(水)	18名	9件	
合計	107名	58件	

※令和2年5月19日(火)は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止

別表 6

神奈川宅建ビジネススクール

前期	受講者数	後期	受講者数	講 義
令和2年 9月 8日(火)	21名	令和2年 12月 9日(水)	19名	顧客獲得に向けたセールス手法 [売買・仲介・賃貸編]
令和2年 9月 18日(金)	29名	令和2年 12月 15日(火)	20名	受付、物件調査および価格査定・ 賃料査定の事務
令和2年 10月 8日(木)	28名	令和3年 1月 27日(水)	16名	売買契約の重要事項説明書と 契約書の作成について
令和2年 10月 20日(火)	25名	令和3年 2月 10日(水)	12名	賃貸借契約の重要事項説明書と 契約書の作成について
令和2年 11月 11日(水)	23名	令和3年 2月 25日(木)	15名	売買実務…仲介業務 [客付・元付業務]
令和2年 11月 26日(木)	19名	令和3年 3月 11日(木)	13名	賃貸借実務…賃貸管理と相談事例 [賃貸管理のアドバイスとクレーム対応]
小計 145名		小計 95名		合計 240名

レインズ 加入状況・利用状況一覧

	加入状況					利用状況							
	レインズ会員数				新規登録	アクセス数		新規物件登録数					
	本会会員数	IP型		F型		物件検索・成約検索	図面検索	小計	売買物件	前年度比	賃貸物件	前年度比	
		会員数	加入率	会員数	加入率								
4月	6,632	6,125	92%	284	0	17,544	723,944	1,287,982	2,029,470	4,755	93%	12,789	84%
5月	6,631	6,129	92%	282	0	17,976	816,449	1,557,394	2,391,819	4,697	92%	13,279	88%
6月	6,626	6,152	93%	282	0	18,343	898,452	1,690,631	2,607,426	5,446	103%	12,897	85%
7月	6,619	6,148	93%	278	0	18,038	913,935	1,692,288	2,624,261	5,070	93%	12,968	86%
8月	6,629	6,169	93%	278	0	16,005	647,181	1,247,320	1,910,506	3,935	82%	12,070	90%
9月	6,632	6,165	93%	273	0	17,748	913,426	1,605,764	2,536,938	4,604	85%	13,144	87%
10月	6,642	6,185	93%	273	0	19,236	973,027	1,681,921	2,674,184	4,923	95%	14,313	101%
11月	6,652	6,188	93%	270	0	18,195	940,643	1,609,642	2,568,480	4,447	88%	13,748	98%
12月	6,665	6,475	97%	※1		14,175	727,085	1,323,370	2,064,630	3,245	78%	10,930	89%
1月	6,666	6,481	97%			19,116	764,460	1,595,711	2,379,287	3,589	62%	15,527	91%
2月	6,677	6,483	97%			17,434	837,486	1,622,504	2,477,424	3,353	63%	14,081	100%
3月	6,672	6,487	97%			18,568	885,536	1,626,000	2,530,104	3,272	62%	15,296	104%
		合計	212,378	10,041,624	18,540,527	28,794,529	51,336	83%	161,042	92%			

※1 令和3年1月4日新レインズ稼働に伴い、集計方法変更

別表 8

ハトマークサイト 加入状況・利用状況一覧

	加入状況			利用状況						
	ハトマークサイト会員数			物件公開数		登録システム別物件公開数				
	本会 会員数	加入者数	加入率	売買 物件	前年度比	賃貸 物件	前年度比	会員 直接登録 物件	アットホーム 経由物件	物件 公開数
4月	6,632	4,536	68%	123	66%	640	66%	661	37,266	37,927
5月	6,631	4,531	68%	127	51%	727	83%	702	37,903	38,605
6月	6,626	4,532	68%	90	81%	824	69%	768	38,769	39,537
7月	6,619	4,537	69%	70	34%	711	74%	622	38,359	38,981
8月	6,629	4,542	69%	63	31%	853	90%	721	37,313	38,034
9月	6,632	4,544	69%	55	24%	775	84%	701	37,542	38,243
10月	6,642	4,554	69%	63	32%	750	90%	654	39,216	39,870
11月	6,652	4,561	69%	69	50%	735	78%	665	39,321	39,986
12月	6,665	4,584	69%	32	33%	701	66%	571	38,565	39,136
1月	6,666	4,604	69%	31	34%	565	69%	546	39,469	40,015
2月	6,677	4,632	69%	39	33%	527	60%	513	38,382	38,895
3月	6,672	4,663	70%	48	47%	563	82%	523	38,332	38,855
		合計		810	42%	8,371	76%	7,647	460,437	468,084

宅地建物取引士法定講習

全日程、政府による新型コロナウイルス感染予防対策に基づく特例措置として、テキスト等の事前送付による自宅学習形式※での実施

※ 自宅学習形式

テキスト4冊を熟読し、内容を十分に理解した上で、学習報告書および各演題に関する効果測定に解答して提出（学習時間：6時間程度）

演題1. 民法・宅建業法（紛争事例と関係法令）

演題2. 宅地建物取引士の使命と役割

演題3. 法令改正（関係法令等の内容と実務上の留意点）

演題4. 税制（税制改正の留意点と紛争事例）

回数	開催日	受講者数		回数	開催日	受講者数	
		神奈川県登録	神奈川県外登録			神奈川県登録	神奈川県外登録
1	令和2年4月 7日(火)	159	1	26	令和2年 9月 3日(木)	171	0
2	令和2年4月10日(金)	156	1	27	令和2年 9月 9日(水)	173	0
3	令和2年4月15日(水)	163	2	28	令和2年 9月15日(火)	175	1
4	令和2年4月24日(金)	161	4	29	令和2年 9月24日(木)	173	0
5	令和2年4月28日(火)	166	2	30	令和2年 9月29日(火)	175	0
6	令和2年5月 8日(金)	161	3	31	令和2年10月 9日(金)	175	1
7	令和2年5月14日(木)	169	4	32	令和2年10月22日(木)	170	2
8	令和2年5月20日(水)	172	2	33	令和2年10月28日(水)	175	3
9	令和2年5月26日(火)	163	2	34	令和2年11月 5日(木)	175	1
10	令和2年5月29日(金)	151	1	35	令和2年11月10日(火)	172	2
11	令和2年6月 3日(水)	173	0	36	令和2年11月25日(水)	168	4
12	令和2年6月 9日(火)	115	1	37	令和2年12月 2日(水)	173	2
13	令和2年6月11日(木)	39	0	38	令和2年12月 8日(火)	173	3
14	令和2年6月18日(木)	128	3	39	令和2年12月11日(金)	170	3
15	令和2年6月24日(水)	160	3	40	令和2年12月16日(水)	169	7
16	令和2年6月29日(月)	161	0	41	令和3年 1月13日(水)	166	3
17	令和2年7月 3日(金)	167	0	42	令和3年 1月19日(火)	167	2
18	令和2年7月 8日(水)	116	0	43	令和3年 1月28日(木)	170	0
19	令和2年7月14日(火)	113	2	44	令和3年 2月 9日(火)	175	3
20	令和2年7月22日(水)	154	3	45	令和3年 2月17日(水)	176	2
21	令和2年7月30日(木)	174	1	46	令和3年 2月26日(金)	167	3
22	令和2年8月 5日(水)	172	1	47	令和3年 3月 4日(木)	172	0
23	令和2年8月18日(火)	169	1	48	令和3年 3月 9日(火)	163	1
24	令和2年8月21日(金)	167	2	49	令和3年 3月18日(木)	171	1
25	令和2年8月26日(水)	172	2	50	令和3年 3月24日(水)	166	3
						8,169	

宅地建物取引士資格登録申請書等受付事務実績

内容	件数
宅地建物取引士資格の登録申請	2,520
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請	6,814
宅地建物取引士資格登録移転申請	33
宅地建物取引士証の書換え(住所の裏書)	2,605

宅地建物取引士証の交付	
内訳	件数
法定講習受講者	8,081
他団体法定講習受講者	872
資格試験合格 1年以内	2,355
書換え交付	274
再交付	142
登録移転に係る交付	21
合計	11,745

**令和2年度宅地建物取引士資格試験
受験申込数および試験運営人数一覧表**

(単位：人)

試験地総本部	試験運営役職					
	総本部長	副本部長		本部員	小計	
10月 神奈川県宅建協会	1			2	2	5
12月 パシフィコ横浜ノース	1			1	2	4

10月18日(日) 実施

試験会場	担当支部	受験者数	(申込者数)	試験運営役職								
				総括 監督員	リーダー 本部員・ 本部員等	試験 監督員	本部員 補助	監督員 補助	相談係	警備員	小計	
TKPガーデンシティ PREMIUMみなとみらい	横浜中央	711	790	1	9	10	12	14	2	—	48	
横浜市立大学	横須賀三浦	1,621	1,979	1	16	36	20	38	3	—	114	
横浜医療情報専門学校（岩崎学園新横浜1号館）	横浜北	654	744	1	8	22	14	14	2	2	63	
横浜実践看護専門学校（岩崎学園新横浜4号館）		94	134		3	7	6	4	2	1	23	
横浜デジタルアーツ専門学校（岩崎学園新横浜2・3号館）	横浜中央	482	556	1	8	15	15	10	2	1	52	
パシフィコ横浜ノース	横浜東部	1,952	2,545	1	15	36	20	39	4	—	115	
関東学院六浦高校1号館	横浜南部	486	687	1	9	21	10	13	2	5	61	
神奈川工業高等学校	横浜鶴見	195	300	1	6	16	5	7	2	—	37	
横浜平沼高等学校	横浜西部	183	300	1	7	16	5	7	2	—	38	
ピューティ＆ウェルネス専門職大学	横浜北	305	338	1	6	3	5	5	2	—	22	
専修大学	川崎北	1,914	2,382	1	14	41	20	35	4	9	124	
新城高等学校	川崎中	196	301	1	10	16	5	7	3	—	42	
湘南工科大学	湘南	1,105	1,269	1	19	36	20	13	3	2	94	
和泉短期大学	相模南	329	441	1	8	6	15	10	2	2	44	
青山学院大学	相模南 相模北	1,877	2,273	1	14	35	22	36	4	7	119	
旭丘高等学校	湘南中 小田原	746	983	1	11	33	18	19	2	—	84	
神奈川県宅建協会	—	141	158	1	2	4	4	4	2	—	17	
小計 ①		12,991	16,180	16	165	353	216	275	43	29	1,097	
登録講習修了者会場	パシフィコよこはま会議センター	横浜西部	521	575	1	8	7	10	10	2	—	38
	TKPガーデンシティ PREMIUM横浜西口	横浜中央	1,002	1,066	1	8	21	12	17	3	—	62
	関東学院六浦高校2・3号館	鎌倉	649	765	1	9	21	10	16	2	—	59
	新横浜プリンスホテル	横浜北	386	483	1	7	7	4	8	2	—	29
	とどろきアリーナ	川崎中	798	960	1	10	8	8	14	2	2	45
	外語ビジネス専門学校	川崎南	338	357	1	9	21	16	11	2	2	62
	多摩大学	県央東	428	452	1	9	17	8	10	2	3	50
	レンブラントホテル海老名	県央	438	476	1	7	13	4	7	2	—	34
	小田急センチュリー相模大野	相模南	310	336	1	6	8	4	6	3	—	28
	小計 ②		4,870	5,470	9	73	123	76	99	20	7	407
	小計 (①+②)		17,861	21,650	25	238	476	292	374	63	36	1,504

12月27日(日) 実施

パシフィコ横浜ノース（一般受験者会場） 小計 ③	横浜6支部 川崎3支部	1,092	2,139	1	28	39	5	42	4	3	122
合計 (小計 ① + ② + ③)		18,953	23,789	26	266	515	297	416	67	39	1,626

支部別会員数および増減数

支部名	正会員			賛助会員			会員数合計
	2年度 期首	2年度 期末	増減数	2年度 期首	2年度 期末	増減数	
横浜中央	769	789	20	6	5	△ 1	794
横浜東部	288	289	1	1	1	0	290
横浜南部	479	480	1	0	0	0	480
横浜西部	543	548	5	3	3	0	551
横浜北	647	651	4	1	1	0	652
横浜鶴見	175	177	2	0	0	0	177
川崎南	229	231	2	0	1	1	232
川崎中	282	277	△ 5	0	0	0	277
川崎北	429	432	3	1	1	0	433
横須賀三浦	290	297	7	0	0	0	297
鎌倉	190	197	7	1	1	0	198
湘南	493	501	8	3	3	0	504
湘南中	399	393	△ 6	5	4	△ 1	397
県央	209	211	2	4	4	0	215
県央東	319	320	1	2	2	0	322
相模南	282	281	△ 1	0	1	1	282
相模北	348	345	△ 3	2	2	0	347
小田原	225	221	△ 4	1	2	1	223
(本部)	0	0	0	1	1	0	1
合 計	6,596	6,640	44	31	32	1	6,672

会員資格喪失者

(喪失理由: 会費滞納額が1年分を超えたことにより、定款第11条第1項第1号に基づき資格喪失)

	商号・代表者・免許証番号	事務所所在地	所属支部	資格喪失日
1	株 I. S. J 大下 ひとみ 知 (2) 27761	横浜市中区長者町 3-7-13-602	横浜中央	令和2年5月8日
2	株エストライズ 石原 紳隆 知 (1) 29645	横浜市中区尾上町2-18-1 (YSビル8F)	横浜中央	令和2年5月8日
3	株HOME LINK 中崎 勝 知 (1) 30068	横浜市鶴見区下野谷町2-71	横浜鶴見	令和2年5月8日
4	有)ウッドアースプレゼンツ 山口 浩一 知 (2) 28118	藤沢市辻堂東海岸1-12-25	湘南	令和2年5月8日
5	天海地企画 與那嶺 文隆 知 (7) 18422	相模原市緑区橋本1-13-23 橋本スカイハイツ501	相模北	令和2年5月8日
6	有)万有不動産 西岡 鐵也 知 (7) 20205	足柄下郡湯河原町中央2-9-4	小田原	令和2年5月8日
7	株碧教育センター 協会・県届: 田中 暁晃 登記上: 森山 勝錫 知 (1) 29817	小田原市本町2-1-38	小田原	令和2年5月8日
8	有)北辰興業 小泉 宗治郎 (平成31年死亡) 知 (12) 8615	横浜市西区岡野1-19-18	横浜中央	令和2年10月29日
9	あら加和株 荒川 鎮雄 知 (6) 21262	川崎市幸区塚越3-422	川崎中	令和2年10月29日
10	株式会社 日本都市開発 (R2.4.6解散) 藤原 政一 (R1.8.24退任) (代表清算人: 草場 一孝) 知 (4) 24304	藤沢市善行坂1-11-2	湘南	令和2年10月29日
11	株ナイトー 内藤 幸雄 知 (8) 17548	平塚市御殿1-25-20 佐藤マンション103	湘南中	令和2年10月29日

令和2年度 会議開催一覧 (主要議題)

通常総会（公益社団法人第8回）

令和2年6月1日（月）

1. 令和元年度事業報告書承認の件
2. 令和元年度決算書承認の件
3. 定款第26条第3項に定める外部監事選任に関する件
4. 役員選任に関する件

理事会

第1回 令和2年5月15日（金）

1. 令和元年度事業報告書承認の件
2. 令和元年度決算書承認の件
3. 令和2年度通常総会開催場所変更承認の件
4. 定款第26条第3項に定める会員以外の監事選任に関する推薦承認の件
5. 不動産業スタートアップ応援プロジェクトに関する入会金減額措置実施承認の件
6. 県・市の令和3年度予算に対する要望書(案)承認の件
7. Web会議導入に伴う諸規則改正承認の件
8. 令和元年度収支予算書一部変更承認の件
9. 入会金免除承認の件
10. 事務局職員昇進承認の件

第2回 令和2年6月18日（木）

1. 令和2・3年度副会長、専務理事および常務理事選定承認の件
2. 各種委員会委員長、副委員長および委員任命承認の件
3. 不動産中央無料相談所相談員委嘱および所長、副所長承認の件
4. 関係団体および行政等への派遣役員選出推薦承認の件
5. 顧問、相談役および参与委嘱承認の件
6. 全宅連等派遣役員選出推薦承認の件
7. 講習会実施におけるコロナウィルス感染拡大防止策に伴う「アクリルパーテーション」購入承認の件
8. 支部事務局職員採用承認の件

臨 時 令和2年7月17日（金）

1. 不動産業スタートアップ応援プロジェクトに関する入会金減額措置継続実施承認の件
2. 令和2年度予算編成および執行に関する付帯事項の一部変更（案）承認の件

第3回 令和2年10月27日（火）

1. 「組織・事業運営特別委員会」設置承認の件
2. 不動産中央無料相談所およびかながわ県民センター県民の声・相談室相談員の追加委嘱承認の件
3. 横浜南部支部会館会議室拡張等に伴う資産取得資金取り崩し承認の件
4. 県央東支部大型液晶テレビ購入に伴う資産取得資金取り崩し承認の件
5. 令和2年度収支予算書一部変更承認の件
6. 入会金免除承認の件
7. 県央支部事務局職員募集ならびに採用承認の件

第4回 令和2年12月1日（火）

1. 令和3年度における予算編成および執行に関する付帯事項ならびに支部交付金交付額（案）承認の件
2. 川崎北支部スタッキングチェア入替えに伴う減価償却積立資産一部取り崩し承認の件
3. 令和2年度事業計画書変更承認の件
4. 令和2年度収支予算書変更承認の件
5. 令和3年度通常総会開催および議決権の代理行使に伴う代理権を証明する方法等承認の件
6. 神奈川新聞および住宅新報へのPR広告掲載実施承認の件

第5回 令和3年3月26日（金）

1. 不動産業スタートアップ応援プロジェクトに関する入会金減額措置継続承認の件
2. 入会時諸費用のクレジット決済導入承認の件
3. 令和2年度収支予算書一部変更承認の件
4. 令和3年度支部交付金交付額の一部追加および管理費・事業費上限額変更（案）承認の件
5. 令和3年度事業計画書（案）承認の件
6. 令和3年度収支予算書（案）承認の件
7. 役員賠償責任保険契約の更新承認の件
8. 入会手続規則一部改正（案）承認の件
9. 中小企業診断士等による開業・経営相談の導入に向けた湘南信用金庫との「業務連携・協力に関する覚書」締結承認の件
10. 小田原支部事務局職員採用承認の件
11. 事務局職員新規採用承認の件

委員会等開催一覧

委員会名	回数	開催日
正副会長会	8	4/20 6/29 9/29 11/9 12/1 1/7 2/5 3/9
総務委員会	10	4/14 7/6 8/7 10/2 11/5 12/3 1/18 2/8 2/25 3/15
本・支部合同会議	1	12/3
神奈川県女性部会連絡会運営委員会	3	7/27 10/23 3/29
財務委員会	17	7/2 7/14 7/21 8/3 8/28 9/24 10/8 11/5 11/16 12/7 1/21 2/4 2/9 2/16 2/18 3/4 3/22
本・支部合同研修会	1	12/7
支部事業等執行に伴う経理処理の財務 状況確認訪問	8	9/14 9/17 9/18 9/29 9/25 9/28 10/1 10/2
相談調停委員会	6	7/16 9/4 11/6 12/10 1/15 2/18
本・支部合同会議 (法令研修委員会と合同)	1	11/6
法令研修委員会	4	7/10 9/8 11/6 1/29
本・支部合同会議	1	11/6
法令実例研究会	2	11/6 1/29
人材育成委員会	4	7/6 9/7 12/17 2/19
広報啓発委員会	10	4/6 7/3 9/7 10/6 11/2 11/18 12/10 1/14 2/1 3/11
本・支部合同会議	1	9/7
政策推進委員会	4	6/30 12/11 2/19 3/12
本・支部合同会議	1	2/2
横浜市建築及び開発等に関する 調整連絡協議会	3	10/22 1/25 3/29
情報提供委員会	5	7/2 9/7 11/13 1/18 3/4
本・支部合同会議 (広報啓発委員会と合同)	1	9/7
会員情報委員会	11	4/20 5/15 6/29 8/25 9/29 10/27 12/1 1/7 1/28 2/5 3/26
組織・事業運営特別委員会	5	11/19 12/18 1/21 2/19 3/12
監査会	3	5/13 9/10 12/22
監査会(予備監査)	2	9/4 12/15
本・支部監事研修会	1	10/2

神奈川県内の審議会等への参画一覧

県内の行政庁で開催されている各審議会等に、有識者として会員を委員として派遣し、地域ごとの特性に根付いた課題の解決につながるよう意見を述べるなど、専門家の立場から地域住民の声を反映したまちづくりに貢献すべく参画しました。

〈審議会〉

- ・神奈川県国土利用計画審議会
- ・神奈川県都市計画審議会
- ・神奈川県宅地建物取引業審議会
- ・神奈川県固定資産評価審議会
- ・横浜市都市計画審議会
- ・横浜市住宅政策審議会
- ・川崎市都市計画審議会
- ・川崎市住宅政策審議会
- ・相模原市都市計画審議会
- ・相模原市住宅審議会 等

〈協議会〉

- ・神奈川県住宅・建築関係事業者支援協議会
- ・神奈川県魅力ある建設事業推進協議会
- ・神奈川県建設産業団体連絡協議会
- ・外国人居住支援ネットワーク運営協議会
- ・神奈川県居住支援協議会
- ・かながわスマートエネルギー計画協議会
- ・かながわ外国人すまいサポートセンター
- ・横浜市空家等対策協議会
- ・横浜市幹線道路網建設促進協議会
- ・横浜市建築及び開発等に関する調整連絡協議会
- ・横浜市障害者差別解消支援地域協議会
- ・川崎市空家等対策協議会 等

〈連絡会〉

- ・横浜市違反建築物等対策連絡会 等

この他、審議会等へ支部から参画しました。